

生活保護査察指導員の現状と課題

—査察指導員に対するアンケート調査の分析から—

○ 青梅市役所 増田 博司 (8598)

キーワード3つ：査察指導員、生活保護法、自治体施策

1. 研究目的

わが国の生活保護法は、戦災により生活に困窮する多くの国民を救済する目的で施行され、制度施行以来、今日に至るまで生活に困窮する多くの国民を救済するとともに、事実上、わが国における唯一のセーフティネットとしての重要な役割を担ってきた。

しかしながらその一方で、制度の使いづらさやケースワーカーの専門性の不足、誤った法の運用など、様々な批判や指摘を受けてきた。

そもそも福祉事務所には、ケースワーカーの指導・監督をつかさどる査察指導員が配置されており、査察指導員がスーパーバイザーとして教育的機能・管理的機能・支持的機能を適切に機能させていれば、基本的に法の誤った運用や不適切な対応は起こり得ないはずである。しかしながら、現実に査察指導員が配置されていながら誤った法の運用などが指摘され続けていることは、査察指導員が査察指導機能を十分に発揮できていないことが、今日、多くの批判を浴びている生活保護制度の課題の要因であると考えられる。

このため発表者は、生活保護事務の実務的な責任を担っている査察指導員の査察指導機能に着目し、査察指導員の配置状況や有資格率のみならず、業務意識や自己評価などを分析して課題を明らかにし、その課題を解決する方向性について考察するものである。

なお、本研究は、2013年に発表者が東北福祉大学大学院総合福祉学研究科社会福祉学修士論文作成のために調査・研究したものである。

また、本稿において意見にわたる部分については私見であり、筆者の所属する団体の公式見解を示すものではないことをお断りしておく。

2. 研究の視点および方法

本課題を考察するため、生活保護事務を担っている査察指導員74人に対し、配置状況や業務に対する意識、自己評価などを含めたアンケート調査を2013年5月末に各福祉事務所長宛てに郵送し、同年6月中旬までに30人（回答率40%）から回答を得た。

なお、本研究は抜本的な制度改正を考察するものではなく、査察指導員の現状と課題を明かにし、現行の実施体制内における課題解決に向けた方向性を考察するものである。

3. 倫理的配慮

アンケート調査の実施に際しては、担当教員により倫理的配慮を含めた指導を受けるとともに、各福祉事務所長に書面にて発表者の身分や目的を明かにし、無記名で回答を求めるなど倫理的に配慮し、福祉事務所の同意を得たうえで回答を得ている。

4. 研究結果

本調査は2013年4月1日時点の調査であることから、人事異動と重なり必然的に査察指導員の経験年数などの数値は最も低くなる傾向がある。特に、新規に査察指導員として配置された者においては、自己評価など総体的に低く評価している。事実、回答者のうち8人は新規に査察指導員に配置された者であった。

しかしながら、このような点を考慮したとしても査察指導員としての経験年数は平均1年10ヶ月と非常に短く、有資格率については、20人、66.6%の者が有資格と回答しているが、社会福祉士はわずか2人にすぎず、社会福祉主事と回答した者のうち半数以上の11人は三科目主事ではない。

また、ケースワーカーの人員不足などから査察指導員自身が被保護世帯を担当し、ケースワーク業務を兼務している査察指導員の存在も明らかとなった。

一方、査察指導員の技能や専門性を高めるためにはどのような研修を受講しているかを見てみると、東京都による研修の28件が最も多く、社会福祉主事資格認定通信課程の受講はわずか4件ではない。業務に対する意識では、対人援助や関係機関との連携には自信を持っているが、ケースワーカーを指導・監督する立場にある者として必要な能力である業務の進行管理や人事管理・人材育成、不服申立などの法的対応は能力不足であると多くの者が感じている。

そして、不足する業務を克服するためには、自分自身のスキルアップが最も重要であると考えており、そのことを裏付けるように査察指導員として必要または重要な能力は生活保護法の専門知識であると回答する者が多かった。

3つの査察指導機能それぞれを5段階評価で自己評価してもらったところ、教育的機能は平均で2.2、管理的機能は平均で2.1、支持的機能は平均で2.4という結果となり、自己の能力を全体的に低く評価している傾向にあった。

5. 考察

調査の結果から、査察指導員としての業務経験は短く、かつ専門性が十分に確保されていないにもかかわらず、ケースワーカーの指導・監督をつかさどるなど、査察指導員は非常に業務多忙であり、かつ重責を担っていることが明らかになった。

しかしながら、査察指導員に対する支援は十分とはいえず、結果として査察指導機能が適正に機能できていない状況にある。生活保護制度を適正に実施するためには、査察指導員が査察指導機能を十分に発揮できるような体制を早急に構築する必要がある。

本研究は、査察指導員を支援する体制を充実させることにより、生活保護制度の適正実施の方向性を探ることを目的としている。このため、発表者は現体制での査察指導員の支援策として、専門資格を取得するための組織的な支援、コンサルテーション、弁護士を福祉事務所へ配置するといった3案を提案するものである。